

# 西荒川ダム湖を使用される方へのお願い

(使用される方は使用届を必ず提出してください)

西荒川ダム湖で**エンジン動力**船舶を使用することは**遠慮願います**。

※西荒川ダム湖は、塩谷町、さくら市、那須烏山市にかんがい用水を供給する「水がめ」です。エンジン動力船舶から事故等により油類が流出すると、その影響が甚大になることが懸念されますので、エンジン動力船舶の乗り入れは遠慮願います。

なお、西荒川ダム湖には政令による湖面通航に関する規制がありますので、手漕ぎボート、カヌー等を使用する方はルールに従って使用してください。

- ① 通航**禁止**水域：**ダム堤体から上流約 100m** までの水域
- ② 通航**制限**水域：**網場から上流、東古屋橋まで**
- ③ 通航**制限時間**：日の出から日没まで
- ④ 通航制限速度：2 ノット (約 3.7km/h) 以下



※洪水調節により水位変動がある場合は使用規制をいたしますのでご協力ください。

※落石、倒木の危険があるため、がけ地へは接近しないでください。

※初心者だけによる湖面使用は、安全管理上ご遠慮願います。事故等の責任は当事務所では一切負いません。

※当日の使用届は受理できませんので、事前に下記へお問い合わせください。

**ルールに違反すると河川法の規定により罰せられます。**

**河川はみんなのもので、ルールを守って楽しく使用しましょう。**

(問合せ先) 西荒川ダム管理所 0287-45-0141

矢板土木事務所ダム管理部 0287-44-2187

# 公 告

右の図の斜線水域を運航する舟は  
次の方法により通航して下さい。

1. 航 路 右の図の黄線の水域  
(赤斜線の水域は通航禁止)
2. 通航時間 午前8時30分から  
午後5時まで
3. 速 度 2ノット以下

上記に違反した者は河川法により  
罰せられます。

昭和46年12月3日 栃木県

西荒川ダム管理事務所

那珂川水系西荒川ダム

